

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年2月6日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（以下「業務」という。）

2 業務内容

別紙「産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

山梨県中央市成島570 山梨中央ロジパーク

二 事務を担当する所属

山梨県感染症対策センター感染症対策グループ

三 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- (4) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (5) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の認定種目（役務）のうち、「産業廃棄物

収集・運搬」に係る登録を受けている者であること。

- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業に係る許可を、山梨県知事並びに当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であること。さらに、自ら処分を行う場合は同法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業に係る許可を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であること。また、回収した産業廃棄物を他の事業者の事業場へ運搬し、当該事業者へ処分を引き継ぐ場合は、当該事業者が同法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業に係る許可を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事から受けている者であること。なお、取り扱うことができる品目として、「廃プラスチック類」及び「廃油」の許可を受けていること。
- 5 本業務と類似する契約の十分な履行実績・経験を有していること。具体的には令和4年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日までにおいて、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人から受託した本業務と類似する契約の履行実績を2件以上有する者であること。

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県感染症対策センター感染症対策グループ 情報・企画
電話：055-223-1490 メールアドレス：kansensho@pref.yamanashi.lg.jp
- 2 入札説明書等の交付方法
この公告の日から令和7年2月14日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、四の1の場所において交付する。
また、上記以外の方法により交付を希望する場合は、令和7年2月13日（木）午後5時までに四の1の場所に電話連絡すること。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和7年2月18日（火）必着で四の1の場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）または電子メール（電子メールによる場合は、後日持参又は郵送が必要）で提出すること。なお、持参の場合は県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までに提出すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
令和7年2月27日（木）午前10時
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県議会議事堂地下B01会議室
- 5 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
（1）本件入札の公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
（2）入札条件に違反した者の行った入札

(3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

(4) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札

(5) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき

7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札保証金

規則第108条の2の規定により免除する。

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 最低制限価格の有無

無

6 前払金の有無

無

7 その他

落札者が契約締結までの間に「三 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。